

実例で学ぶ 「未公開株」等被害にあわないための

ガイドブック

その「もうけ話」、大丈夫ですか？



ちょっと
待った!!

 **金融庁**
Financial Services Agency



悪徳業者は、高齢者を狙っています。
次は、あなたが標的かもしれません。

高齢者を中心に、「未公開株」取引に関するトラブルが多数発生しています。
また、「私募社債」や「ファンド」取引に関する被害もあります。

！
なぜ、高齢者が狙われやすいのか

● 高齢者の方の中には、人のいうことを疑わず簡単に信用してしまい、だまされたことに気づかない事例が多く見受けられます。
● 被害にあったと自覚していても、恥ずかしい、他の人に迷惑をかけたくない、などの理由で、だれにも相談しない場合も少なくありません。



！
ここに注意しましょう

● 電話での勧誘などには、すぐに応じない。
● もうけ話を安易に信じない。
● 一人で悩まずに、早めに家族や、公的機関に相談を。
● 高齢者の方を狙う詐欺的な投資勧誘の被害を防ぐには、日常的に接している身近な方々が変化に気づき、相談機関につなぐことが大切です。
● 未公開株や社債の販売ができるのは、登録を受けた証券会社と未公開株や社債の発行会社だけ。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性大です。

こんな勧誘文句にご用心!

上場確定です
必ず儲かります。
元本は
保証されています。

株(社債)を買い取ります。
買い取りには、あと〇株
必要なので買増しを
してください。

必ず被害を回復
してあげます。
その代わり、
社の株式
(社債)を
買ってください。

金融庁(その他公的機関名)
の者ですが…

特定投資家の要件

□ 特定投資家は、法人・個人ごとにそれぞれ以下の要件が定められている。

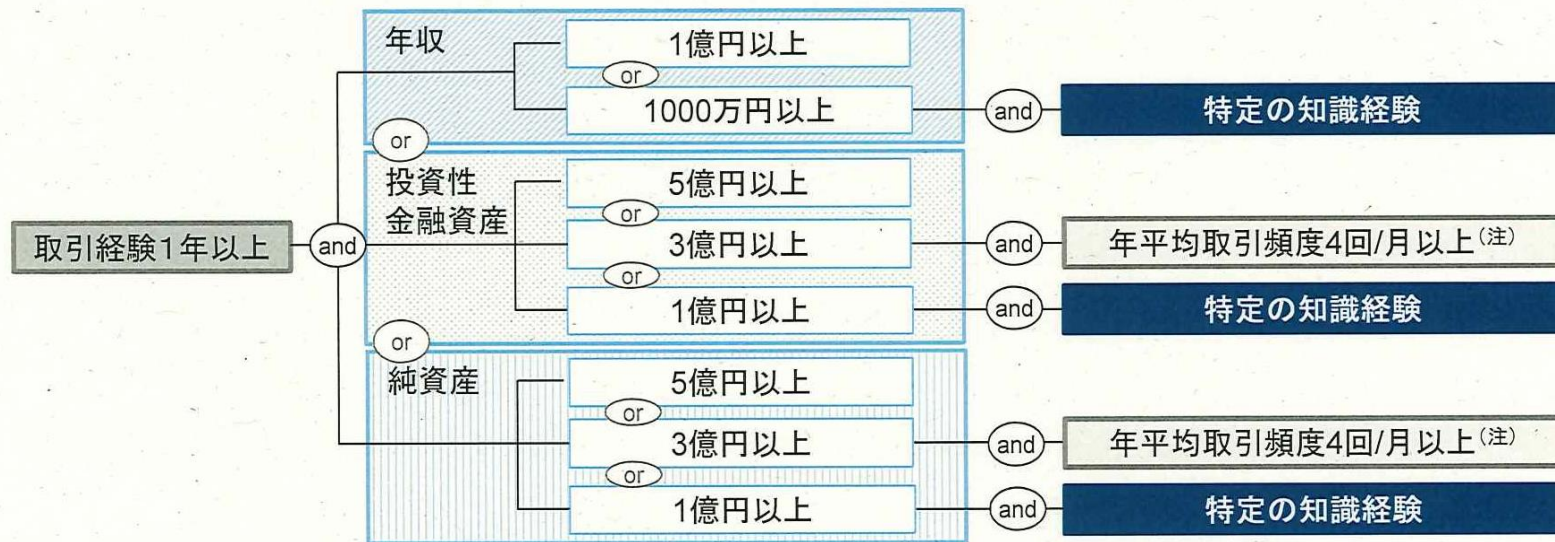
法人

■ 下記の法人は、特定投資家として扱われる。下記以外の法人についても、特定投資家への移行の申出が可能

- 適格機関投資家(投資法人、銀行、保険会社、投資事業有限責任組合等)
- 特定目的会社
- 適格機関投資家等特例業者(法人のみ)
- 特殊法人・独立行政法人等
- 上場会社、株式会社(資本金5億円以上)
- 金融商品取引業者(法人のみ)
- 外国法人

個人

■ 以下の要件(8種類)のいずれかを満たす個人は、特定投資家への移行の申出が可能



特定の知識経験(以下のいずれかに該当すること)

金融業に係る業務に従事した期間が通算1年以上の者

経済学又は経営学の教授・准教授等の職にあった期間が通算1年以上の者

次の資格を有し、その実務に従事した期間が通算1年以上の者
 ・証券アナリスト、証券外務員(1・2種)、FP技能士(1・2級)、中小企業診断士

経営コンサルタント業に従事した期間が通算して1年以上の者
 その他の者で、左記と同等以上の知識・経験を有する者

(注) 既に取引頻度要件の適用を受けて特定投資家となった者は、その後当該要件に該当しない場合であっても、その知識・経験に照らして適当であるときは、当該要件に該当するものとみなす